

回 答 書

令和7年11月12日

各 位

泉大津市健康こども部こども育成課

件名：泉大津市立要保育所の民営化に係る事業者募集要領の件

上記件名に係る質疑の回答については、下記のとおりです。（全者分）

（質問1）「要保育所が令和10年3月に廃園後、同4月より民間事業者による認定こども園を現保育所施設で運営開始」とありますが、民間の運営になった時より幼保連携型認定こども園という認識でよろしいでしょうか。

（回答1）令和10年4月1日の民営化時点から幼保連携型認定こども園で運営いただくことが原則ですが、事業者決定後に市が必要と認めた場合はこの限りではありません。なお、令和12年4月1日時点では幼保連携型認定こども園での運営とご認識ください。

（質問2）今回の公募型プロポーザルは既存の要保育園において行う認定こども園の保育及び穴師幼稚園廃園後の幼保連携型認定こども園での保育及び民間による認定こども園の設置並びに仮園舎の設置等全てを含む内容であるという認識でよろしいでしょうか。

（回答2）ご認識のとおりです。

（質問3）既設の建物、遊具及び備品等を現状のまま無償で譲渡とありますが、民営化後令和12年3月31日までの期間に必要な施設整備につきましては「建替工事」を原則とありますが、建替工事にかかる費用につきましては民営化事業者が負担するという認識でよろしいでしょうか。

（回答3）ご認識のとおり建替工事に伴う費用は事業者負担となります。なお、解体工事費算出の参考としてアスベスト調査結果についての資料をホームページ上に追記しておりますのでご確認ください。また、施設整備に関する市からの補助は「別紙1認定こども園運営に関する条件」に記載のとおりです。

（質問4）仮園舎には補助金は適用されますでしょうか。

（回答4）国の「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に定める範囲において補助の対象となります。設計料等の補助金の対象外となるものがございます。また、仮園舎建設の契約締結を国内示前に行った場合についても補助金の対象外となる等、一定の条件があります。

（質問5）予算の詳細を進めるにあたって、泉大津市が定める子どものための教育・保育給付の請求書のエクセルデータを頂けますようお願いします。

（回答5）請求書データは、請求が必要な法人にその年度のデータを配布しております。なお、請求書データは毎年変更となりますので、本事業が開始する令和9年度の請求書のデータは令和8年度末から令和9年度当初に配布させていただく予定です。

（質問6）運営開始までに余裕を持ち、経験年数等に配慮しながら必要な人員を選定しますが、開始年度に最低必要な人員は定員数ではなく実員に対する配置基準の人数という認識で良いですか。

（回答6）原則として利用定員数に対する配置基準をご認識ください。ただし、令和9年4月1日時点での実員と利用定員に隔たりがある等、市が必要と認めた場合は事業者決定後の協議事項とします。

（質問7）・体幹を整える、立腰のために体操を実施しているが問題はありませんか。

・読書による他との違いや多様な価値観の受容を進めるため、読み書き計算・論語などの実施、教材を活用した英語の時間などを行うことに支障はありますか。

（回答7）事業者の創意工夫により様々な教育・保育プログラムを導入することを特には禁止していませんが、プログラム実施後に保護者アンケートを行う等、保護者の意見を反映する仕組みづくりは必要と考えます。また、プログラム実施が過度な保護者負担とならないようにも十分にご配慮ください。

（質問8）今回の工事は、園児が就園しながらの工事となりますので、通常より工期が長くなります。よって、2ヶ年補助金事業として計画してもよろしいでしょうか

（回答8）国の「就学前教育・保育施設整備交付金」の活用を前提とした2ヶ年事業として計画していただいて差し支えありません。

（質問9）現在の要保育所の冷暖房システムは、どのようなものでしょうか。

（回答9）現在の要保育所の冷暖房システムは、ガスヒートポンプエアコン（GHP）と電気式のパッケージエアコンの併用です。いずれも個別空調方式となります。

（質問10）工事期間中におきまして現園庭内に仮設園舎を設置する関係上隣接する要池児童遊園を園庭として使用することは可能でしょうか。また、要池児童遊園は、地域の自治会の行事で使用することがあるとありますが、行事例や頻度を教えていただけますでしょうか。

（回答10）要池児童遊園の利用については、募集要領4（1）に記載のとおりです。なお、同児童遊園を利用した自治会の行事は、年に1度の夏祭りのほか、月に2回程度の朝8時頃から、ラジオ体操のために利用しています。

（質問11）令和10年4月にて民営化事業者にて認定こども園化を行う運営を開始と示されていますが、こども園の運営形態は幼保連携型でよろしいでしょうか。

（回答11）（回答1）での回答内容と同じとなります。

(質問 12) 令和9年度以降の新規入所募集を停止するとありますか、令和9年度の0歳園児在籍なし、令和10年度の0・1歳児在籍なしという認識でよろしいでしょうか。また、令和9・10・11年度における停止期間やクラスなどを、民営化事業者と協議していただけますでしょうか。また、その際は、利用定員を認めていただますでしょうか。

(回答 12) 「別紙1 認定こども園運営に関する条件」に記載するとおり、令和9年度以降の新規入所募集を停止することが前提とするものではございません。したがいまして、令和9年度以降も可能な限り、0歳児を含めた新規入所をご検討ください。なお、募集を停止した場合での提案を不可とするものではありません。いずれの場合においても、令和9年度から令和11年度まで施設整備期間中の提案内容（停止期間の設定、クラス編成、利用定員等）については、事業者提案のとおりに履行いただくものではなく、市や保護者の意向も反映して決定するものと認識しており、事業者決定後の協議事項とします。

(質問 13) 一時預かり保育を実施することとありますが、施設整備工事が終了した令和12年度からの開始でよろしいでしょうか。

(回答 13) 仮園舎等での実施が困難な場合は、令和12年度から開始してください。

(質問 14) 地域子育て支援事業を行うこととありますが、更に地域の子育て支援に寄与するため地域子育て支援拠点事業を委託していただけますでしょうか。

(回答 14) 「別紙1 認定こども園運営に関する条件」に記載するとおり、「子ども・子育て支援交付金」の補助対象となる事業を1つ以上行うように努めることとしておりますので、対象事業の実施を含む内容での提案いただくことは何ら問題ありません。ただし、地域子育て支援拠点事業の委託の可否については実施スペースや地域ニーズ等の検証が必要であり、事業者決定後の協議事項であるとご認識ください。

(質問 15) 専任の看護師を常時配置することとありますが、体調不良児対応型事業（要保育所から引き継ぎ）を担当する看護師との兼任でもよろしいでしょうか。

（回答 15）要保育所では病児保育事業の体調不良児対応型は現在実施しておりません。なお、病児保育事業（体調不良児対応型含む。）の実施を含む内容で提案いただくことは何ら問題ありません。ただし、病児保育事業の委託の可否については、実施内容、実施スペース及び地域ニーズ等の検証が必要であり、事業者決定後の協議事項であるとご認識ください。なお、事業委託を行うことが決定した際に兼任の可否については判断いたします。

（質問 16）今回の計画施設面積についてですが、定員に対応する必要面積は有効面積を確保するという認識でよろしいでしょうか。

（回答 16）ご認識のとおりです。

（質問 17）工事期間中、一定期間民営化事業者が運営する既存の認定こども園の保育室や遊戯室を要保育所在園児童が利用することは可能でしょうか。また、その際面積基準を考慮しなければなりませんでしょうか。

（回答 17）保育の安全面や質の確保のために、既存の認定こども園等の代替施設を利用する提案を一律に不可とするものではありません。ただし、要保育所の場所で保育を継続することを希望する保護者もおられることから、そのような提案をいただいた場合は、事業者決定後に市と協議するものとします。なお、協議の結果、市が代替施設の利用が不可と判断した場合、速やかに代替案を提出いただきます。また、面積基準については、大阪府の認可面積基準は遵守していただく必要があります。

（質問 18）様式第 11 号 資金収支計画書の開設前の欄には、施設整備費関係の費用全般を記入すればよろしいでしょうか。

（回答 18）ご認識のとおりですが、様式第 11 号について補足しますと、令和 11 年度までを開設前に、令和 12 年度を 1 年目、令和 13 年度を 2 年目、令和 14 年度を 3 年目に記入してください。

(質問 19) 法人税、消費税、法人事業税、法人住民税の納税証明書過去3カ年分とありますが、当法人は社会福祉法人のため、提出不要の認識でよろしいでしょうか。

(回答 19) 社会福祉法人においても納税証明書又は未納がないことの証明書は発行可能であると認識しています。法人税及び消費税は税務署、法人事業税は府都道県税事務所、法人住民税は市町村で納税証明書又は未納がないことの証明の交付を受けてください。

(質問 20) 監査結果及び回答文書を過去3カ年分とありますが、大阪府の法人監査・施設監査は毎年実施されていません。よって、過去3カ年分と記載されていますが、直近の監査結果及び回答文書を提出すればよろしいでしょうか。

(回答 20) 法人監査又は施設監査が過去3年間において実施がなかった年がある場合については、「提出書類が用意できない旨の理由書」(様式は任意で法人代表者印の押印が必要。)を別途提出してください。この場合、理由書中に提出出来ない書類と年度及び理由を記入してください。(例:令和〇年度については、大阪府の施設監査が実施されなかつたため、監査結果及び回答文書については提出することができません。)

(質問 21) 要保育所に隣接している高層要池住宅の建築年月と耐震診断を教えていただけますか。

(回答 21) 要池住宅は府営住宅のため、大阪府のホームページでご確認ください。

大阪府営住宅の耐震性能について

<https://www.taishin.pref.osaka.lg.jp/juutaku.html>

府営住宅の耐震性能一覧表

<https://www.taishin.pref.osaka.lg.jp/juutaku/ichiran.html>

(質問 22) 要保育所園庭側の道路は、公道でしょうか。また、公道でなければ使用制限はございますか。

(回答 22) 公道(市道)となります。